

山梨県公共事業評価実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山梨県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく公共事業評価の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価対象事業から除外する事業)

第2条 要綱第2条第3号の別に定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 防衛省の全額国庫補助事業

(評価の視点)

第3条 要綱第3条各号に規定する事業評価は、評価の種類ごとに次に掲げる視点を踏まえ、実施するものとする。

評価の種類	評価の視点
事前評価	(イ) 事業実施の妥当性 イ 公共関与、事業実施主体の妥当性 ロ 経済効率性 ハ 事業実施・規模の妥当性 ニ 整備手法の有効性 ホ 環境負荷への配慮 ヘ 事業計画の妥当性 (ロ) 事業間優先度 イ 事業の目標に対する貢献度 ロ 事業実施に伴う副次効果
再評価	イ 事業の進捗状況 ロ 事業を巡る社会経済情勢等の変化 ハ 再評価時点での費用対効果の分析結果 ニ コスト縮減や代替案立案等の可能性 ホ 事業の進捗の見込み
事後評価	イ 事業の貢献度 ロ 費用対効果分析の算定基礎となった要因等の変化 ハ 事業実施による環境の変化 ニ 社会経済情勢の変化

(全体計画に変更が生じた事業)

第4条 要綱第4条第2号イの「全体計画に変更が生じた事業」は、以下の各号に該当するものとする。

(1) 事業の目的、計画の方針、整備手法等に変更が生じた事業。

- (2) 総事業費が20億円以上の事業にあつては1割以上、総事業費が20億円未満の事業にあつては3割以上、総事業費に増減のある事業。
- (3) 総事業費が20億円以上の事業にあつては1割以上、総事業費が20億円未満の事業にあつては3割以上、計画期間延長のある事業。ただし、変更後の総計画期間が5年以下であるものを除く。
- (4) 農林水産省所管の総合整備事業にあつては、区画整理、農道等の各工種で事業量の3割以上の増減がある事業及び区画整理、農道等の各工種で新設又は廃止がある事業。

(評価調書の様式)

第5条 要綱第6条第1項に規定する評価調書の様式は、次に定めるもののほか、同等の内容を有する別資料をもって代えることができる。

評価の種類		様式
事前評価	妥当性評価	様式1
	優先度評価	様式2
再評価	様式3	
事後評価	様式4	

(事後評価の対象)

第6条 要綱第6条第4項各号に規定する審議案件のうち、事後評価に係るものは、評価実施年度において同一主要目標の事業が複数ある場合、評価会議が選定した事業を審議案件とし、その選定にあたっては、以下の各号に掲げる視点を踏まえ、総合的に判断するものとする。

- (1) 主要目標等の達成状況
- (2) 計画変更の状況等

(審議案件の選定に係る考慮事項)

第7条 要綱第6条第4項の別に定める事項は、以下の各号に掲げるものとする。ただし、再評価のうち計画期間の延長理由が用地取得の難航等である事業及び事後評価のうち前条の規定により選定されなかった事業については、原則として選定しないものとする。

- (1) 事業が社会に及ぼす影響
- (2) 社会情勢の変化
- (3) 事業分野間のバランス

(評価結果等の公表)

第8条 要綱第8条の規定により評価結果及び対応方針を公表する事業は、次のとおりとする。

事前評価	評価対象事業のうち、総事業費1億円以上の事業
再評価	再評価対象の全事業
事後評価	事後評価対象の全事業

2 評価結果及び対応方針は、最終的な対応方針の決定後、速やかに公表する。

附 則

第1条 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和7年6月11日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和8年3月2日から施行する。